資　料

国際学術公開セミナー：『新たな国際租税秩序に向けて』第１回目講演録

The Proposal of a Global Minimum Wealth Tax on Billionaires

Wolfgang Schön

はしがき

国際学術公開セミナー『新たな国際租税秩序に向けて（Shaping a New International Tax Order)』として，Max Planck Institute for Tax Law and Public Finance 所長の Wolfgang Schön 教授を立命館大学に招聘して，３回のセミナーを実施した[1)]。本セミナーは，2026年４月10日に立命館大学びわこ・くさつキャンパス・コラーニングハウスⅡ C605 で開催された第１回目のもので，以下は，当日の通訳記録に基づいた内容を取りまとめた講演録である。報告で使用された資料も，末尾に掲載した。なお，第２回目の４月11日に開催された記録は，『社会システム研究』第54号（2027年３月）に掲載予定であり，第３回目の４月15日の IFA 日本支部，公益財団法人日本租税研究協会との共催で開催された記録は，「IFA 日本支部：第21回セミナー　テーマ：「関税と国際課税秩序」（Tariffs and the International Tax Order)」『租税研究』921号253-273頁（2026）に収録されている。

講　　演

（司会・宮本） それでは定刻になりましたので，立命館大学経済学会，社会システム研究所との共催による国際学術セミナー『新たな国際租税秩序に向けて』を開催いたします。本セミナーは，公益財団法人租税資料館の助成を受けて開催します。本日のテーマは，「The Proposal of a Global Minimum Wealth Tax on Billionaires」です。ご講演者として，ドイツのミュンヘンからマックスプランク租税法財政研究所所長の Wolfgang Schön 教授をお招きしてハイブリッド形式で行います。Schön 教授のご専門は，民法，企業法，租税法，国際租税法と範囲が広く，法律学と経済学の対話に力を入れてきた世界的な学者です。ミュンヘン大学客員教授でもあり，国際課税に関する多数の著書論文を執筆されております。ごく最近では「INTERTAX（Volume 54, Issue 1, 33-42, 2026)」に論文を公表されており，本日はその内容をご講演いただきます。報告タイトルは，「Taxing Wealth or Taxing The Wealthy？ A Critical Analysis of Zucman's

Billionaire Tax」です。講演時間は13時35分から14時55分までの80分を予定しており，ご講演には逐次通訳がつきます。その後，篠田剛教授（立命館大学経済学部）からコメントをいただき，約15分間の質疑応答時間が取れればと思っております。司会は立命館大学経済学部の宮本十至子が務めます。それでは Schön 教授どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに

（Schön） まず，宮本先生，本日は立命館大学におきましてこのような講演の機会を頂きましてありがとうございます。このような機会を設けて頂いたこと大変嬉しく感じております。私の古い友人であります村井先生　谷口先生，またコメンテーターの篠田先生にもご参加頂き大変嬉しく感じております。

今日の講演においてどういったトピックで話をするかということ，ご承認頂いた時にいろいろと考えていたのですが，日本においても大きな関心，興味をもっているお話しができればというふうに探しておりました。ということは，ドイツの国内法，あるいはドイツの税制ということではなく，むしろもっと国際的な比較・視点からのトピック，そちらの方がふさわしいのではないかというふうに思いました。

ということで私の本日のトピックとして選びましたのが，２年ほど前に G20 において Gabriel Zucman 先生が提案された内容についてであります。

Zucman 先生は現在，カリフォルニア大学バークレー校で教鞭を取っておられます。そのトピックでありますけれども，今，世界的，各国で問題となっております様々な課題に関連するトピックである富裕層，お金のある人から貧困層に対し，どのように富を再分配していくかということです。また，具体的にどのようにそれが実行できるかということについての疑問，それに関するトピックを取り上げてみたいと思います。

もちろんこれは富裕層に対して課税するということ，そして，それを再分配するということで政治的な課題ということになります。しかし，同時に，そこにテクニカルな課題もあり，本日，私としては，いかにして，富裕層に対して，あるいはその資産・富に対して課税するかというところにフォーカスを絞ってお話ししたいと思います。今スライドに示しておりますのが，今日の話の内容になります。

まず，Gabriel Zucman の青写真と呼ばれているモデルから話をスタートしたいと思います。そして，富裕税というものはどういうものであるかということ，これには容易なアプローチ，さらにいろいろアプローチするには難しい点というのがあります。そして，２つの概念的なアプローチということで，検討・考察を重ねていきたいと思います。Zucman がいうところの富裕税ですけれども，これが果たして資産に対する税金なのか，あるいは所得税なのかという点です。このことは，この次の項目，所得の概念につながっていきます。所得はどういう意味を持つのか，また所得に課税するということはどういうことか，それと富裕税との対比，関連性というのを考えていきます。

私の講演は大きな部分としまして，所得税と資産税あるいは富裕税との関係，インタラクショ

ン（相互関係）について時間を割いて検討したいと思います。そして，富裕税ということになってきますと，やはり国際的な協調というものが必要になってきます。

富裕層の人達というのは非常にいろんな所に移動をする，あるいは移動しやすいという環境にありますので，そういう状況に対していかに国際的な課題，協調を取っていくかということについても触れたいと思います。ということで，富裕税の国際的課題についても触れます。そして最後，結論という形でまとめたいと思います。

１．Gabriel Zucman’s “Blue Print”

まず，Zucman のいうところのビリオネアタックス（Billionaire Tax）の青写真というところから見ていきたいと思います。2024年にブラジルで開催された G20 のサミットで提示されたものであります。ここには，日本も G20 に入っておりますので，参加していたということです。

これは現在もフランス，ドイツ，それから EU においても非常に盛んに議論されているところであり，おそらく日本においても同じような状況が生じると思います。

Zucman がいうところの Billionaire Tax の提案でありますけれども，文字通り，ビリオネアに対する課税を提案しているということです。富裕税という単純な話ではありません。ドルベースであれ，あるいはユーロベースであれ，ビリオネアレベルの，いわば非常に世界の中でごくごくトップ，一部の集約された人たちに対していかに課税するかという話をしています。ですから，その中間層の人たちは，この提案の対象にはなっていないということです。

なぜ彼がこのような提案をしたか，つまり，なぜあくまでもビリオネアというところに絞って，課税するという提案をしているのかということですが，２つの理由があります。１つには，実際の執行，実務上の課税の仕方，それがあらゆる人たちに課税するというよりも富裕税という形で課税していく，そのやり方がやり易いからということです。もう１つの点としては，極めてトップのビリオネアの人たちを対象にしているということで，ここに非常に大きな格差・不均等が生じているということは，これは誰もが承知するところだと思います。例えば，ウルトラリッチといわれる超富裕層に対して Zucman は，税率として２％をその富・資産に対してかけるべきだと提案しています。つまり，総資産が10億ドルある超富裕層であれば，１年間に2,000万ドルの税金を富裕税として支払うということを提案しています。特に Zucman が課税の対象として注目しているのが，法人の形態として資産・富を所有しているという人たちです。つまり，会社そのものを所有している，例えば，イーロン・マスク（Elon Reeve Musk），ビル・ゲイツ（Bill Gates），このような人たちを対象にして，富裕税というものを考えています。

そして，１つ特別な富裕税に対して特別なエレメント，新しいエレメントが追加されています。それは，国際的な協調，あるいは協力というものが必要になってくるわけですが，皆さんご存知の通り，法人に対してはグローバルな最低法人税（Global Minimum Tax）というのが設定されています。おそらく，これは国によってまだそれを採択していない，取り入れていないところもあるかと思うのですが，かなりの国において法人税に対しては最低限これだけの課税，税率を課すというところがあります。Zucman は，それを個人にも課すべきである，法人に対して課すことができるのであれば，個人に対しても課すことができるはずだと，法人と個人の両方に対して最低限の税率での課税を設定しようということを提案しています。

スライドの方に参考文献としてZucmanが書いた論文を紹介しています。１つは先ほど申し上げましたG20における，このBlue Printを提案した論文となります[2)]。もう１つはEUの方で実際に報告発表された論文を示しています[3)]。

そこで，まず最初の疑問として，そもそも，富裕税，あるいは，富にかける税金，税制というものはどういうものなのかということを考えてみます。

２．Defining Wealth Taxation: Easy vs Difficult

技術的に，資産課税あるいは富裕税，富裕課税を定義するというのは難しいことではありません。ここでいうところのWealth Taxというのは個人の純資産に対する個人税であるということです。この場合の純資産（Net Wealth）というのは，その人が持っている全ての資産，この場合には，例えば，事業（Business）を持っているとか，所有しているとか，あるいは不動産または金融商品，あらゆるものを含みます。場合によっては美術品が入ってくることもあるでしょう。そこから負債を引いたもの，例えば，何か借入（Loan）を組んでいるといったようなもの，それをマイナスした金額，それがまず課税ベースになる，全資産から負債を差し引いた金額が課税の対象になり，それに対して個人税をかけようということです。

３．Two Conceptual Approaches

ここで１つ区別しなければいけないのは，その資産に対して個々に設定された税金・課税とは異なり，それと富裕税とは区別しなければいけないということです。例えば，不動産を所有しているということで，不動産に対する固定資産税がかかってきますが，これは富裕税とはまた別の概念，別の話となってきます。

富裕税の対象となってくるのは，あくまでもグロスで見た場合，すべての資産を総括してそこから負債を引いた金額，その総額を課税対象にするというものです。ですから，そういった個々の特定の資産税と富裕税，ここは明確に区別する必要があります。そして，ただ今申し上げたのは比較的その考え方，アプローチとしてはやりやすい部分でテクニカルな部分となります。しかしながら，実際にそれをどのように行うのか，また，その目的は何なのかという規範的なところになってくると話が違い，非常に複雑な，難しい話になってきます。

今，世界中を見渡して富裕税というのを見てみますと，２つの目的を満たすということで富裕税が課されています。つまり，２つの目的を達成させることができるということです。まず１つ目の目的としては，富，資産の侵食と呼んでいます。これは納税することによってその人の資産を減少させる。そこで得られた税収あるいは税を１つのグループから別のグループに再分配する，具体的にいえば，富裕層から貧困層に再分配するということによって，富裕層と貧困層との格差，そのギャップを埋めようというのがまず１つ目の目的です。そしてもう１つ，この富裕税によって達成することができる２つ目の目的，これは所得に対する課税であります。この場合の所得というのは，いわゆるみなし所得あるいは推定所得，あるいは平均所得といったような資産に基づくところの所得，そこに課税をすることができるというのがもう１つの目的です。

例えば，Zucmanはこの純資産（Net Wealth）に対する２％の税率ということを考えているわけですが，これでこの２つを達成します。例えば，所得に対する税金，つまり所得税，何か技術

のようなもの，利息のようなものがあってそれが生じているところの所得，それから２％，さらに所得として40％を設定するといったような場合です。このことはそれぞれにその根拠，意味合いが変わってきます。富裕税によって，まず１つの目的，富の侵食というのを達成する場合には，ここで富を侵食する，資産を抑えることによって，そこで得られた資産，それを再分解するということになります。そのことによって１つ，非常に大きな富を持つことによって生じてくるところの経済的あるいは政治的な影響力，そこを抑制，抑え込むことができるというふうに考えられます。

一方で，この富裕税というものを所得課税として考える，つまり，推定資産あるいは平均資産に対してこれを所得としての課税ということで考えれば，現在進行しているところの所得税制，その問題点の不足している部分，そこを補うことができるというのがもう１つの考え方です。

そこで，この富裕税に対しては，２つの概念的なアプローチが考えられるということ，１つは富の侵食。目的としては，直接的な再配分を目指す。つまり，富裕層から取って貧困層に与えるという意味での再配分です。仕組みとしては，例えば，年度で課税するとか，あるいは一時課税といったような形もあり得ます。政治的な目標としては，極端な富による権力の集中を抑制することができる。

２つ目のアプローチ，これは推定所得への課税ということです。つまり，累進所得税ですね。所得の累進課税に対してまだ不足している部分を補う，これを完全なものにするということです。そのために資産として，みなし資産，みなし所得あるいは増税所得としてこれに課税するというものです。

現在，超富裕族・超富裕層への課税において，税制がうまく機能していない部分，ここを富裕税でもって対応しようというのが２つ目のアプローチになります。

４．Zucman’s Billionaire Tax: Wealth Tax or Income Tax

Zucman の話に戻りますけれども，Zucman がいうところのこの Billionaire Tax，これは富裕税なのか，それとも所得税なのか。テクニカルにいえば，これは一年ごとにその純資産に対して２％の課税を行うということで，これは富裕税の１つであるというふうにいえるでしょう。しかしながら，概念的には推定所得に対する個人税という意味合いで，従来の富裕税とは違った意味合いを持っています。その主たるあるいは鍵となるエビデンスとしまして，ここでいっているところの税，この Billionaire Tax というのが無条件なものではない何らかの条件がそこで設定されているということです。例えば，資産から生じた所得に対して何か所得税を支払ったということであれば，その分の所得税を富裕税の総額から控除することができるということがまず１つ。ですから，まずはその資産から生じた所得に対して所得税を課す，そして，それがまだ不十分であるということであれば，その上さらに富裕税を追加するという形になります。

つまり，所得税が課された後の残余的な資産に対して，あるいは所得に対して課税するということで，残余的な性質を持っています。ですので，このようにまずは所得税を課税して，さらにその残った資産に対して残余的な性質でもって課税するということで，ここにつながるところの技術的な問題であるとか，機会というのがこの Zucman の提案するところの税に関しては存在するわけです。

5．The Concept of Income

ここで所得（Income）とは何かということを考える必要があります。どういった概念を持って所得（Income）とするのか，つまりZucmanが，所得，通常の所得税に対してそれを補完する形で富裕税ということを考えているということであれば，そもそもその所得（Income）は何であるかということを確認する必要があります。

ここで２つの所得（Income）というその概念，これを考えることができます。まず１つは消費所得（Consumed Income）です。消費所得ということになりますと，これは再投資された所得あるいは所得が再投資されたり，法人の形態で運用されているその所得に関しては，この消費所得からは除外されるということになります。実際に所得を消費する際に税金の支払が生じるわけですが，しかし，ここで大きな問題点があります。つまり，富裕層は，自分たちが持っている所得の大部分を消費しないという状況があるからです。それを再投資に回したり，あるいはそのまま置いておく，資産として置いておくといったようなことをします。

そして，それに対するもう１つの所得（Income）の概念として経済所得というのがあります。この経済所得というのは持っている資産・富の価値が上がった，価値そのものが上がった場合にそれを経済所得として考えます。その上がった分の価値が拡大した分から先ほど申し上げたようなその負債の部分をマイナスして経済所得とするものです。

しかしながら，この経済所得というのも，なかなかこれをそのまま適用するということは難しい，どこにおいてもこれはまだ実施されておりません。つまり，世界中どこにおいても，通常は実現主義をとっています。つまり，その価値がいかに上がろうとも，実際にはその価値を実現化したときに課税が生じてくるということです。つまり，その資産そのものを何か売却するといったような行為があって初めて課税対象になってくるというものです。ですので，これは日本，ドイツ，アメリカ，オーストラリアはどこに行ってもそうですけれども，現在その所得（Income）あるいは所得税という形で対象となっている所得というのは，この中間的な部分になります。消費所得でもなく，また経済所得でもなく，その間にある所得，それが現在の所得の状況です。Zucmanはまさにこの部分に課税すべきであると提案しています。実現主義があるということで，現行の税制においては，十分その富・資産に対する課税というものを達成することができない，その仕組みがないということで，Zucmanの富裕税は，その部分を補完しようという形です。

例えば，今，超富裕層（Ultra Rich）と呼ばれている人たちのこれまでの過去の経緯を見てみると，そもそもは小規模の企業から始まって，それがどんどん大きくなって成長して大企業になった。そうすると，その持っている資産の価値は非常に膨大な，非常に極めて大きなものになっているわけです。しかし，その価値は増大したところで，それに対して課税することができない，つまり，実現主義があるがゆえに課税できない。そこのギャップあるいは問題，そこをZucmanとしては富裕税という形で課税対象にしようと提案しています。

そのことによって課税の累進性を確保することができるというふうにいっています。税の累進性は，よりたくさん利益を得ている，所得を稼得している人は，それだけたくさん税金を払いましょう，負担しましょうということです。しかしながら，ここでその実現主義があるということで，実際にその富あるいは価値の増大があったとしても，それが実現されない限りは課税対象にはなりません。

６．Interaction with Income Taxation

所得税との相間関係について検討していく必要があります。現在，未実現の所得・利益に対する合理的な課税方法あるいはメカニズムがないということ，Zucman がいうには，こういった企業の大株主，非常にたくさんの株を保有している人たちは１つではなく，二重に一重ではなく，二重に税制上の恩恵を享受していると彼はいいます。

まず１つの彼らが享受しているところのメリット・恩恵というのは，例えば，企業価値がどんどん上がっていくと，無形資産が非常に増大，その価値が上がっていくとか，顧客ベースが非常に増大していく，また独占的な地位を確保している，例えば，カリフォルニアの企業もこういった状況がよくみられます。

しかしながら，こういったものは，実際，その帳簿上に記録されない，反映されないということです。会計上，課税対象となることがない。しかしながら，価値そのものはある。それは株式市場をみればすぐにわかることで非常に価値はあるが，それが未実現の状態で存在するということです。

一方で株主としての恩恵も享受しているということです。例えば，配当金の支払がないとか，あるいは持っている株を売るといったような行為をしない限り，いかに価値があったとしても課税対象にはなりません。ですから，企業としても，そのお金を企業レベルで留保をしておく，社内に留保しておくという形で，いわば株主に対するその還元を行わなければ，これは全て課税対象とはなりません。

それから，アメリカ特有，他の国ではあまりないのですが，３つ目の恩恵・メリットというのがあります。これは誰かが亡くなる，死亡したときにその人が保有していた大量の株式，それを子供あるいは相続人が相続するという際に，その被相続人が持っていたところのキャピタルゲインあるいはそこで生じていたキャピタルゲインに対して全く課税されません。例えば，Zucman のこういった状況に対する考え方としては，法人においては，例えば，何か利益が確定する，実現するということであれば，これは法人税の対象になります。そして，その企業を会社が配当という形で株主，つまり個人に対して配当を支払うという場合には，その配当に対する課税が発生するということになります。しかし，Zucman の考え方としては，その個人に対して配当があったその配当にだけ課税するだけでは不十分だというふうに彼はいうわけです。そこを補完する意味で富裕税が必要になってくる。つまり，個人の所得としてみた時に，例えば，配当に課される税率，それがその人の持っている全ての資産に対して，それがもし２％あるいはそれ未満ということであれば，もうそれはそれで良しと，それ以上の富裕税は発生しないという考え方をします。

ただここで，彼の考え方には問題があると思います。つまり，個人の所得があってそれをその個人の資産として課税対象とするわけですが，その一方で法人税としてその税が生じていると，それを支払うということになると，これはいわば事前にその税を支払ったことになるのではないかということです。ですから，法人税と個人税，そこが重なっているといいますか，その前払いに個人の所得での前払いにしている部分があって，ここがうまく整合性が取れないというふうにいえます。

ここのところでいえば，法制度としての歪みが生じてくるというふうにいえます。例えば，パートナーシップという形態の事業であれば，その利益は全て個人に対する個人の所得税という形

でこの税金がかかってくる。つまり，その部分を控除することができる控除対象となるわけです。しかしながら，例えば，NTT でもどこでもいいのですが，法人／企業に対する配当にだけ課税するということであれば，すでにいわば前払いした部分が控除されないということになります。

それからもう１つ技術的な問題として実現主義の問題が存在します。つまり，あくまでもその所得は市場において実現した時にのみ課税対象になってくるという問題です。そこに価値，資産があったとしても，それは市場で売り買いされない限り意味はないという状況です。

２つここで問題を考えることができます。１つは評価の問題，持っている資産・富をどう評価するのか，実際にそれは販売するまでわからないということです。例えば，京都に不動産を持っていて，30年ずっとその不動産を無視していたとしましょう。その価値は上がっているかもしれませんが，果たしてその真の価値というのは評価可能でしょうか？　会社を作る場合でもそうです。顧客ベースが増えていくと，また従業員も増えていく。しかしながら，その企業としての価値はどれだけなのか。これは実際にその企業を売る，売却するというところにならないとその課税対象となってくるその実現されるところの価値というのはわかりません。つまり，実現主義を採っているその理由を今申し上げているわけですが，１つがどうやって価値を評価するかというかという問題，２つ目は，持っている資産の流動性，例えば価値がいかに上がるということであったとしても，その流動性，実際に売らなければ，あるいは実現しなければ，そこに課税をされたとしても，実際に払う現金がない，お金がないといったようなことが生じてきます。

もちろん，各国が実現主義を採っている，こういった根拠に対して，Zucman はそれなりの解答を出しているわけですが，私が理解するところ彼のいうその解答というのは，さらなる疑問を呼び起こすだけのものとなっています。

Zucman は，まず最初の価値・評価に対して，それは難しいことではないと主張します。例えば，アメリカのビリオネアといわれる人たち，ほとんどの企業がいわば株式市場で公開された企業で，毎日その株価をみることによってその企業の価値を測ることができる。つまり，時価総額を知ることができると彼はいうわけです。マイクロソフトしかり，またテスラ，オラクルしかりということで，実際にその上場企業においては，その価値は評価し得る，評価することが可能だというふうに彼はいいます。

Zucman の主張に対し，例えば，多くの国においてその資産をいわば株式公開しない形，つまり，プライベートで所有している企業もたくさんあります。ですから，そもそも株式市場に上場されていないという企業，ドイツにおいても非常に富・資産を持っている企業でその株式を上場していない，公開していない，あくまでも自分たちの，いわばクローズな，閉ざされた中でのみ株式を扱っているというものがあります。そうすると，そういった企業の価値というのは，どれだけの価値があるのか評価できないということです。これは不動産についても同じことがいえます。非常に長年にわたって同じ不動産をずっと所有している裕福な人がいるとすると，その不動産の価値は実際にどれだけあるのかということはわからないということです。

２番目の問題，実際のその資産の流動性の問題です。実際にはその課税対象となってその税金を支払うということになると，例えば Zucman はその株を保有しているその会社，企業に対して自分が大株主であるからその影響力を発揮することができる，つまり，もっと配当を増やせというふうに企業に圧力をかけることができるではないかと，それでもってその流動性の問題は対

応できる，解決できるというふうにいうわけですが，しかし，そういう話でもないわけです。

つまり，他にも株主は存在するわけで，そういった株主達は配当を増やすことに対し，むしろ反対する，配当を増やすのではなく，再投資に回せ，投資に回せというような要求をする場合もあるでしょう。

また，経済的にも再投資ということは求められる，期待されるということもあります。

例えば，大きな技術系のビッグテックといわれるところの，最近であればAI企業ですが，こういったところは利益が何か残るということであれば，次の投資，例えば，何かの設備・機械，そこに投資するというところに当然向けたいと考えます。そして，さらに例えば，市場でその株式を売るという形もありえますし，場合によっては，その課税をする際に株式そのものを国庫に，あるいはその国に税として納めればいいではないかということを彼は提案するわけですが，そうすると，これもまた経済そのものを大きく変化，歪めてしまうことになります。つまり，どこまでが民間で，どこまでが国営・国立かわからなくなってくる。そして，株式として国庫に収められた部分がどんどん膨らむと，これは国営的な要素が非常に大きくなるといったような歪みが生じてきます。

もう一つ，リスクの問題ですね。リスクは，いろんなイノベーションがあって，いわば今後の将来のビジネスモデルであるとか，それから将来の技術，こういったものに対する投資が必要になってきます。こういった投資というのは当然そこにリスクを伴うものであって，税制においてもそういったリスクを受け入れる，あるいはリスクというものを当然考慮する，配慮する必要があるというように思います。

現行の通常の所得税はそういう意味で，このリスクというものを非常にうまく排除した形で達成されているように思います。つまり，何か損失，ロスが生じれば，それは利益・所得から控除，差し引いて課税対象とする，いい換えれば，国がこの企業が担っているところのリスクを共有するということになります。

それに対して，この富裕税（Wealth Tax）は，リスクというものを受け入れる，許容する形になっていません。つまり，そこに何も利益が生じていない，あるいはむしろ損失が生じているというような場合であったとしても，この全体の資産／ウェルスがプラスである限り，そこに課税されるということで，これはリスクを許容しない形の課税になります。ということは，何かリスクを取ってイノベーティブなことをしようという時に，富裕税がかかるということになってくると，これはむしろその動機を妨げるものになってしまうということです。

7．International Challenges

次は，国境を越えた，あるいは国際的な課題です。ある意味その富裕税は，むしろ，国際関係といいますか，国際的なその課題という観点からみればいいものではないかというようにみえるかもしれません。例えば，想像していただくといいかと思いますが，非常に資産を持った納税者がいると，例えば，ドイツ，日本，アメリカ，どういったところにもいると思いますが，納税者がその国にはいるのですが，世界中いろんなところに資産を持っている，それが企業の形であったり，また別の所有形態であったり，いずれにせよ，世界中にその資産が分散しているといったような場合，通常の所得税であれば，その人，日本あるいは国内に住んでいるその居住地におけ

る所得税が課税されるということになるのでしょうが，富裕税ということになると，場所を問わず，世界中にあるあらゆるその資産を，それを対象にして，その人が居住している所，その居住地でもって課税するといったようなことが考えられます。

そうなってくると，この裕福な納税者としては富裕税を回避することができません。それは，国内，つまり自分が住んでいる所だけではなく，世界中いろんな所に分散している資産，全て併せた資産に対して課税される，それが課税対象になってくるということで，それをどの国に移動させるとか，いわゆるタックスヘイブンに移動させたとしても富裕税を逃れることはできないということがおこってきます。例えば，国際税制について研究・勉強された方はご存知かと思いますが，CFC といったようなルールがあります。それは何か手段を，移転することによって，その法人が得をしないようにという規則・ルールとしてあるわけですが，しかし，富裕税というものが存在すれば，この部分も全てカバーすることができます。ですから，そういった制度がなくても富裕税でその不足する部分をカバーすることができます。

それと同時に他の問題も生じてきます。どこかの国あるいはその管轄地域で課税，税金を納めるということになると，それはその人の所得税から控除されることになります。これは外国における所得税も同様であり，外国で何か事業を持っている，不動産を持っているといったような場合にも，それに対し課税されてその税を払った場合には控除されるということになり，Zucman は，こういった問題に答える必要があります。

さらに，現在，この Zucman の富裕税の１つ大きな問題としてあるのが，個人を対象とした税の競争，税制の競争です。富裕税は通常，個人の居場所をベースにして考えます。ということは，どこかの国に住んでいて，そこでの純資産に対する税率が非常に高い，高くなってきたということであれば，この個人は他の国，他の地域に移動することができる，あるいは移動するということを意味します。そうすると，国としては経済力も非常に強いし，また各地域，その国，国内の経済にも貢献しているところの富裕層の人たちを，なんとかその人たちが国，その地域を出て行くということを食い止めなければいけない。つまり，富裕税を導入することによって，そういった富裕層の人たちが国あるいは地域を出ていこうとすることに対し，何らかの対策を講じる必要が出てきます。

１つのオプションが，これはもうすでに採用している国も多いのですが，Exit Tax，つまり出国税です。出国しようとする際に，未実現のゲイン／利益に対して，まずは税金を払ってください，というようなオプションです。これは１つのオプションということではありますが，キャピタルゲインに対しての課税，これを獲得する１つの方法ではあります。つまり，そのままそこに残っていれば，将来生じる利益，それはその人が外国，海外に移動することによって失ってしまうわけですから，そこを何とかしようということです。

もう１つが Extended Liability という拡張的な納税義務というのがあります。つまり，誰かが元々いた国，自分が生まれた国から出国しようとすると，その際に納税義務ですけれども，出国した後も５年あるいは例えば10年とか，出国後もそのまま継続して課税義務／納税義務が生じるというものです。しかしながら，これは税制における各国の協定に反するといったような問題も生じてきますし，様々な情報あるいは実際の納税の状況，課税の状況等について，他国の協力も必要になってきます。ですので，一方的にどこかの国がこの制度を採り入れようとしても非常に

難しいということです。

これに対する Zucman の解答は，これは各国の協調，協力，これがあれば解決できる，つまり，各国が協力してウルトラリッチに対して最低限あるいは最小限のその納税義務といいますか，税率を課そうという提案です。ということで，彼の立場としては世界各国，全ての国がこの枠組みといいますか，アレンジメントに対して合意する，そうすれば，どこに住んでいてもどこに移動しても総資産の２％，最低２％その税額を確保することができるというのが彼の立場です。

そうなってくると，非常に大きな政治的かつ技術的な問題が生じることになります。１つ政治的な問題としては，税制の競争が生じるということです。そのような富裕層の資産に対して，最低限の税率を定めてこれを課すということに自分たちは全く関心がないと，むしろ，そういったウルトラリッチな人たちには，自分たちの所に来てほしい，その方が自分たちにとってはメリットが大きい，だから，そういった協定には入らないといったようなところが出てくると考えられます。

同時にテクニカルな問題も生じます。例えば，Pillar Ⅱ という法人税に関連したルールがありますが，そういった観点も含めて，Zucman とそれから今あるグローバルな富裕税，これを比較するといいかと思います。

外国企業に対しての最低税率という考え方，CFC に関しては，まず，各国にそもそも法人税に相当するそういった共通の税制があったということです。しかも，それをしっかりと管理している会計上のルールも存在するといったようなところがあります。しかしながら，Zucman がいうところの純資産に対して最低税額，最低税率をかけようというその背景として，今申し上げたような，法人税的な，共通したその税習慣というものがそもそもありません。例えば，累進課税にしてもどういったアプローチを取るかというテクニカルな部分というのは，国によって様々です。例えば，ドイツでは高所得に対する税金，所得税もありますけれども，富裕税というのは存在しません。逆に，スイスの場合には富裕税はあるけれども，所得税がないというように国によって，税制がバラバラで様々です。例えば，国によって相続税は存在するけれど，富裕税は存在しないという国もある。逆に富裕税は存在するけれども相続税は存在しないという国があると，こういった様々な国によって状況が違う中で，どうやって国際的な協調を取っていくのか，そして，その協調の上に個人に対する最低の富裕税といいますか，その税率を設定するのかという問題があります。

また憲法の問題もあります。国それぞれに，例えば，管轄権であるとか，基本的人権を含めて，憲法の中身が違っている。その憲法の制約をどうするかということですね。憲法によっても富裕税をどのように設計するかということに大きなその憲法上の意味，影響が出てきます。例えば，ドイツの場合でいいますと，所得税はまず連邦レベル，連邦政府の方に納められて，そこからさらにその下の州なり，あるいは地方自治体の方に配分されるという形を取ります。しかし，ドイツの場合，富裕税（Wealth Tax）に関しては，これは連邦レベルではなく，サブステート，最初からその連邦よりも下の自治体，州レベルで徴収されます。そうすると連邦に納めるところの所得税から，いわば地方自治，サブステートのところに納める富裕税の分，そこの控除を行うのかと，逆ですね失礼。州レベル，地方自治体レベルでその納税する，納めるところのその富裕税から，連邦レベルで納税した所得税を，それを控除するのかということになって，ここで矛盾がで

てきます。

8．Conclusion

私の今日のまとめでありますけれども，Zucman が提案しているものは，これはいわゆる富裕税ではないと，基本的にはこれは残余所得に対する課税，租税であるといえます。

その税の設計としては，実現原則の限界，これを克服することを目的としていると。しかしながら，その評価あるいは流動性に関する問題としては全く同じ問題に直面しているといえます。

推定所得税として機能することを意図しているということではありますが，純資産に課税するということ，これは推定所得を推定所得税として機能することを意図したものではありますが，リスクに対する柔軟性の欠如，また個人所得税と法人所得税どちらを控除すべきかという問題に対処しなければいけません。

そして，国際課税でのケースになってくると国際課税特有の問題がそこにさらに生じてくるということです。現在，個人に対する最低税率，特に富裕層に対するその最低税率というのは，現在では全くどこかの国が実施するといったような見通しは全くない，現在のところではないということです。

ということで，富裕税をかけようということについては，誰もがそのことに賛成するあるいは政治的な大きな問題，実質的に大きな問題にならないということであったとしても，じゃあ，それをテクニカルにどのように実施していくのかということで考えると，非常に大きな壁といいますか，問題があるというふうにみえます。私の話は以上であります。ありがとうございました。

ディスカッション

（司会） Schön 教授，ありがとうございました。続きまして，立命館大学経済学部の篠田剛教授からコメントをいただきます。篠田教授は財政学がご専門で国際課税分野の論文も執筆されており，2024年に諸富徹・宮本十至子・篠田剛編著『デジタル時代の税制改革― 100年ぶりの国際課税改革の分析―』（ミネルヴァ書房・2024）を公刊され，デジタル課税の第一の柱，Pillar Ⅰに関する論文を発表されました。それでは篠田教授どうぞよろしくお願いいたします。

（篠田） ご紹介にあずかりました立命館大学の篠田と申します。本日は日本でも非常に関心の高いテーマについて，非常に根本的な部分から明快なご報告をいただけたと思います。ありがとうございました。

まず，本報告の重要な貢献部分として，Zucman Tax の性格を純資産の減少を目的とするような，いわゆる富裕税ではなく，所得税の不備を補完する残余的な所得税，レジディアルインカムタックスとして明確にされた点にあると理解いたしました。この整理を前提とした上で，所得課税との相互作用という論点，それから国際的側面についても提案の現実的制約が丁寧に検討された点も非常に有益でした。

その上で三点について簡単に質問をさせていただきます。

まず最初のご質問ですが，概念整理に関する点です。報告の中では富裕税を，いわゆる資産そのものへの課税（Wealth Erosion）と推定所得課税（Presumed Income Tax）とに区別されました。他方で，Zucman 自身は，超富裕層に対する低い課税が資産集中にもたらす動学的な影響を強調しており，富の集中抑制と所得補足の補完という２つの目的を同時に狙っているようにも読めました。

そこで，この概念的区別はあくまで分析のための理論的整理というべきものでしょうか。両者を区別すること，２つの概念の区別を明確にすることは，Zucman の提案を評価する上で，どのような意義を持つと理解するべきでしょうか。

２点目は制度設計に関するご批判についてです。報告では，法人税を控除対象に含めないという Zucman Tax の問題，あるいはリスクを反映できないという問題，それから，未実現所得の評価の困難では古くからある問題といった点が強調されておりまして，いずれも非常に重要な指摘だと理解いたしました。他方で，Zucman の提案は，現行の所得税制がいわゆる超富裕層の未実現，未配当の所得を十分に補足できていないという深刻な問題との比較で，あえてこうした課題を引き受けているような側面もあるかと思います。

そこでお伺いしたいのですが，ここで指摘された問題というのは，やはり致命的な問題であるとお考えでしょうか。それとも，制度設計次第では，一定程度克服可能なものとお考えでしょうか。あるいは，かつて存在した富裕税を改良したりであるとか，累進的な相続課税を導入したりであるとか，内部留保への課税であるとか，別の手段で対応すべきとのお考えでしょうか。

最後の質問ですが，国際協調の現実性についての質問です。Zucman は Pillar Ⅱ をモデルとする国際協調を示唆しておりますが，本報告では，法人課税と異なり，個人課税は非常に共通の基盤が乏しいという点が指摘されていました。それに加えて，この問題は制度的な差異だけでなく，情報の面，政治面での制約も大きいように思われます。

その上で，まず Zucman Tax に関する国際協調の実現可能性については，やはり極めて低い評価という理解でよろしいでしょうか。また，仮に単独で Zucman Tax を導入した場合に生じる超富裕層の移転リスクは，どの程度深刻な問題と評価するべきでしょうか。また，それが無視できないとした場合，現実的にはどのような対応が考えられるでしょうか。

以上，３点コメントさせていただきました。Zucman Tax の評価を通じて，所得税の富裕税との関係そのものを問い直す刺激的な報告であったと思います。ありがとうございました。

（司会）　ありがとうございました。Schön 教授，ご回答をお願いします。

（Schön）　篠田先生，大変，示唆に富んだコメントありがとうございます。

Zucman 提案の未解決の部分に関して篠田先生はまさにしっかりとご理解されていると思います。仰る通り，彼の提案に関しては政治的に富裕層に対して課税するというところと現行の所得税制においてまだ抜けている，対応できていない部分があるというそのテクニカルな部分，そこの間でまだ揺れ動く部分があると思います。

政治的にいえば，これは富裕層に対し，いかに課税するかという部分，それからテクニカルな

部分でいえば，まだその法律といいますか，今の税制で不足している部分，ここにいかに対応するかということです。ただ，今年の初め頃，所得税，富裕税，それから相続税等について，いろんな選択肢，あるいは選択肢の組み合わせがあるということで，また新たな論文も出てきておりますので，この研究，あるいは提案自体がまだ進行中のものであるというふうにみえるかと思いれます。

そして２つめの質問。こういった問題は，致命的な問題になるだろうかと。例えば，価値評価であるとか，リスク，それから税の控除という観点から致命的になるのか，あるいは何らかの制度設計次第では克服可能なものであるのかというご質問について。

まず，税控除の問題については，これは解決可能だというように思います。しかしながら，控除という観点でいえば，その企業が納めている税，それと株主が個人で納める所得税，そこの配分を調整する必要はあると思います。

リスクの部分をどう克服するかということに関しては，これは非常にその解決は難しいというように思います。いろんなところで損失が生じてくるということです。そして，利益が生じる場合にもそれが非常に大きな利益になり得るということ，それをその事業，あるいは企業のいわば存続期間全体で均等化して資産価値あるいはリスクというものを考えないといけないということになってくると，それに対して富裕税をかけるというのは，これはもう単純に不可能，無理だと思います。

そして，常に価値をどう評価するかという問題，これは決して消えることがありません。最近の例を１つ出したいと思います。例えば，現在アメリカにおいて，非常にパワフルな企業が何千億ドル，巨大な金額を，例えば，AIの機械・設備に投資しようとすると，非常に大きなサーバーが必要になってきます。現時点において，こういった例えばAIに巨額投資をしている企業が今後どうなるのかということについては誰もわかりません。果たしてそこから十分な大きな利益が生まれてくるのか，あるいはどこか１社だけが生き残って大きな存在となり得るのか，あるいは最終的にはどれも残っていないような状態になるのかこれは全く分からない。そうすると，こういった事業，企業をどう評価するのかという問題が生じてきます。

じゃあ，他に何か代替，変わりになるような方法はないのかということですが，私自身はInheritance Tax，相続税でしょうか，これをもう少し改良して対応すればいいのではないかと思います。なぜかといえば，これは富裕税と違って，相続税の場合には一世代でもって１回だけ１度だけ評価すればいいものです。そして，毎年評価するということではなく，例えば30年ごとに評価するといったようなやり方をすれば，もっとより簡単に評価することはできます。もちろん，それは全く抜け穴がないとか，何か税制上の優遇がないようなシンプルなInheritance Taxでないといけない，相続税でないといけないということになります。

そして，３番目。国際協調と一国でのリスクということについてです。国際協調の見通しについてはどうかということを尋ねられれば，私としては，これはかなり限定的だと感じています。例えば，グローバルの最低法人税に関してもアメリカはあまり積極的に参加するつもりはない，こういった世界協調に足並みを揃えるつもりはありません。もともとZucmanのこういった考え方というのはアメリカに端を発して，かなりインスパイアされたものであるということです。そうすると，こういったアメリカ等が入っていない状況でこれを実施しよう，あるいは協調を取

ろうというのは，少しずれている，矛盾しているところがあるのではないかと思います。

そして最後２つの質問ですね。ここはまとめてお答えしたいと思います。一方的にズックマンタックスを導入するということになった時に，例えば，超富裕層が海外といいますか，国外に移動していくというリスクに関しては，これはやはりかなり深刻なものになるのか，また，それが非常に大きな問題，無視できないほどのものであるならば，政治的な何か解決策，現実的な対応はできないのかということについてです。私の立場としましては，これは税制だけの問題ではないということです。つまり，全てがその税制だけで決まるものではないということです。例えば，第二次世界対戦後の状況をみてみますと，日本，ドイツにおいて非常に大きな経済が活況になる時期がありました。この時，この２か国において，税率が高いというような状況にあったにもかかわらず，経済としては非常に繁栄していたわけです。つまり，私が思うに，おそらくその税制という観点からも，そこで何か事業を展開するとか，あるいは事業環境，それがさらに投資にとって有利であるとか，十分そこでリスクを取ってもよい，また，経済的な意思判断をした時に十分メリットがあるということであれば，そこでそういった経済活動，企業としての活動は続けるであろうというように思います。しかしながら，それがあまりにも官僚主義的で，また，事業・企業に対してフレンドリーではないということであれば，彼らとしてはおそらく他のところに移動するというようなことも可能かと思います。ですから国，その国家としては，しっかりとしたインフラを整えるということ，また教育制度，そして，人材，また規制緩和，官僚主義的な対応というものをできるだけ少なくするということであれば，そこへ残って納税もしっかりしましょうというような気持ちになるのではないでしょうか。いずれにしてもコメントありがとうございました。

（司会） 篠田教授，Schön 教授，どうもありがとうございました。

残り時間が少なくなりましたが，約５分間の質疑応答時間があります。出席の方々からのご質問を受け付けます。質問を希望される方は挙手をしていただけましたらマイクを回しますので，お名前とご所属を述べていただきご発言ください。

Zoom からのご参加の方はチャットで質問を入力いただき，ご発言ください。ご質問は英語または日本語でお願いします。逐次通訳を入れますので，短く質問をお願いいたします。それでは，村井正教授（関西大学名誉教授）お願いします。

（村井） 時間があと５分もないので一つだけ。今日のロイヤーとエコノミストの会話というのは非常に面白かったと思います。それで，今日の報告では，法人税との関係は一応除くという話もあったが，しかし，よく考えてみると金持ちが一番使っているのは株式を内部留保してるということです。ですから，やっぱり富裕課税を考える場合には，法人に内部留保をしたもの，利益に対してどのように課税するかという問題が，私は非常にクルーシャルポイント（重要なポイント）だと思いました。

（Schön） ２つ，相互に対立するストーリーが存在すると思います。ここ30年ほど法人所得税に関してはずっと低下してきました。そのこともあって法人としては，むしろそれをどんどん投資

に回すということをしてきたわけです。では，法人の方は法人所得税をあまり払わなくなってきている。じゃあその分，株主の方向に振り向けようと，株主の方で払ってもらおうといったような動きが出てきている。しかしながらこの２つ，両方にその利益・所得を消費する，使うことは出来ないわけですから内部留保をして投資に回すのか，あるいは株主に還元するのかということで，その２ついずれかを選択する必要が出てきます。ですから，そこを考慮しなければいけないということです。いずれにしてもご質問有難うございました。

（司会） 予定の時間がそろそろきましたので，これで本日のセミナーを終わります。Schön 教授におかれましては，貴重なお話をいただき，出席者のコメント，ご質問に丁寧にお答えいただき誠にありがとうございました。篠田教授におかれては議論を深めるコメントをいただき，誠にありがとうございました。最後に Schön 教授に盛大な拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました。

注

1） 国際学術公開セミナーは，2026年度社会システム研究所重点研究プログラム「デジタル化・産業構造変化と国際課税改革の分析――新たな国際租税秩序への展望――」（代表者：篠田剛）の共同プロジェクトの研究成果の一部である。３回のセミナー及び共同研究等は，公益財団法人租税資料館の2026年度外国税法等調査研究助成，立命館大学経済学会，立命館大学海外研究者短期招聘支援制度，JSPS 科研費 JP 25K04764 の助成を受けている。

2） Gabriel Zucman: A “Blueprint” for a Coordinated Minimum Effective Taxation Standard for Ultra-High-Net-Worth Individuals, EU Tax Observatory（2024）.

3） Parrinello/Varaschin/Zucman, Resources for a Safe and Resilient Europe: The Case for Minimum Taxation of Ultra-High-Net Worth Individuals in the EU（2025）.

MAX PLANCK INSTITUTE
FOR TAX LAW AND PUBLIC FINANCE

TAXING WEALTH OR TAXING THE WEALTHY?

A CRITICAL ANALYSIS OF ZUCMAN'S BILLIONAIRE TAX

Wolfgang Schön

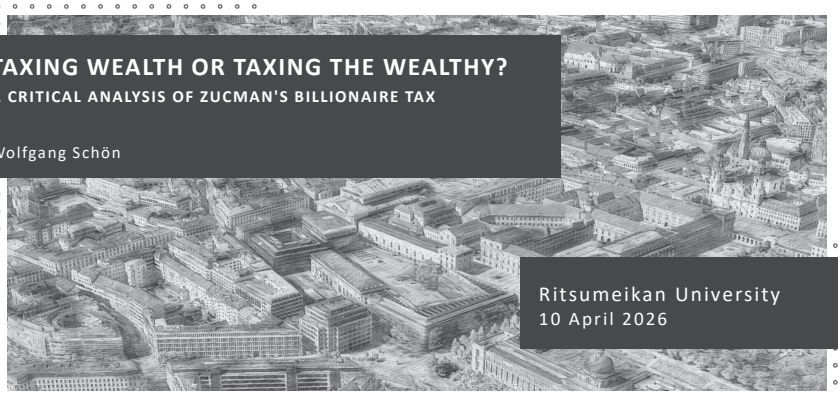

Ritsumeikan University
10 April 2026

INDEX

1. Gabriel Zucman's „Blueprint"
2. Defining Wealth Taxation: Easy vs. Difficult
3. Two Conceptual Approaches
4. Zucman's Billionaire Tax: Wealth Tax or Income Tax
5. The Concept of Income
6. Interaction with Income Taxation
7. International Challenges
8. Conclusion

ZUCMAN'S BILLIONAIRE TAX – THE BLUPRINT (2024)

“Blueprint” presented at the G20 Meeting in Brasilia in 2024; heavily discussed in other countries (France etc.)

- Global Standard for the Taxation of Euro- or Dollar-Billionaires (or Centi-Millionaires)
- Fixed tax rate of 2% on net wealth
- Focus on Wealth held in Corporate Form (listed Companies)
- International Cooperation (BEPS 3.0)

Gabriel Zucman: A “Blueprint” for a Coordinated Minimum Effective Taxation Standard for Ultra-High-Net-Worth Individuals, EU Tax Observatory (2024); Parrinello/Varaschin/Zucman, Resources for a Safe and Resilient Europe: The Case for Minimum Taxation of Ultra-High-Net Worth Individuals in the EU (2025).

MAX PLANCK INSTITUTE FOR TAX LAW AND PUBLIC FINANCE | PAGE 3

DEFINING WEALTH TAXATION: EASY VS. DIFFICULT

Technical Definition (The Easy Part)

• A wealth tax is a personal tax on an individual's net wealth (comprehensive tax base of all assets minus liabilities)

• Must be distinguished from specific asset taxes (e.g., property taxes)

• Technically straightforward to define as a tax on net wealth

MAX PLANCK INSTITUTE FOR TAX LAW AND PUBLIC FINANCE | PAGE 4

DEFINING WEALTH TAXATION: EASY VS. DIFFICULT

Normative Challenges (The Difficult Part)

- Wealth tax can serve two fundamentally different purposes:
  - Wealth erosion: Reducing the taxpayer's overall net wealth (annual or one-off tax)
  - Income taxation: Taxing "notional," "presumed," or "average" income derived from assets

- These purposes are linked to different justifications:
  - Wealth erosion: Redistribution and constraining economic/social/political power
  - Income taxation: Compensating for progressive income tax system's deficits

TWO CONCEPTUAL APPROACHES TO WEALTH TAXATION

Approach 1: Wealth Erosion

- Purpose: Direct redistribution ("taking from rich, giving to poor")
- Mechanism: Annual (e.g., 2%) or one-off (e.g., 20%) tax
- Political goal: Constrain power from extreme wealth

Approach 2: Taxing Presumed Income

- Purpose: Complete progressive income tax system
- Mechanism: Tax on "notional income" from assets
- Justification: Address income tax's failure to tax ultra-wealthy

IS ZUCMAN'S BILLIONAIRE TAX A WEALTH TAX OR AN INCOME TAX?

Technical vs. Conceptual Classification

- *Technically*: A wealth tax (tax base = net wealth of ultra-high-net-worth individuals)
- *Conceptually*: A tax on "presumed income" (not a traditional wealth tax)
- Key evidence: The tax is not unconditional
  - Wealth tax bill can be set off against income taxes paid on income derived from assets
  - Residual nature: Only applies after income tax has been paid

THE CONCEPT OF INCOME

- **Which Concept of Income do We Apply?**
- **"Consumed Income"** would leave out any income that is re-invested or held in corporate form
- Problem: Regressive Effect as wealthy people do not consume large parts of their income
- **"Economic Income"** would include all changes in the value of the assets owned and liabilities incurred by the taxpayer
- Problem: Realization Principle prevents full taxation of economic income. Realization principle would have to be relaxed.
- **Zucman: Economic Income should be taxed – an progressivity should be ensured.**

INTERACTION WITH INCOME TAXATION

Starting Point: Lack of sensible taxation of unrealized income/profits

Owners of large shares in companies enjoy double tax benefit:

- Value increase at the level of the company will often not be taxed before realization (tech firms with enormous intangible values)
- Value increase at the level of the shareholder will often not be taxed before distributrion of dividends
- In the United States, taxation of capital gains can be avoided in case of death (the heir is not obliged to roll-over the book value of the shares in the accounts of the deceased)

INTERACTION WITH INCOME TAXATION

Technical Problems – Which Tax to Credit

- Zucman only wants to credit individual income tax on dividends versus the „billionaire tax“, not the underlying corporate income tax paid by the company.
- This is not in line with the concept of the corporate income tax as a prepayment for the individual income tax.
- This creates distortions between assets held in corporate form and assets held in partnerships or by individuals (real estate etc.) where all income is subject to the individual income tax

INTERACTION WITH INCOME TAXATION

Technical Problems – The Realization Principle

- Zucman underestimates the problems of taxing unrealized profits (lack of valuation and lack of liquidity)
- Zucman: Valuation is easy for shares in listed companies (mark-to-market valuation), but large parts of private wealth are held in private companies or as private assets (real estate etc.)
- Zucman: Liquidity is not an issue as shareholders can press for distributions (which will be covered by income tax) or sell shares in the open market. This is not in line with the necesity to invest the money at the corporate level.
- Zucman: One option is to pay the billionaire tax by offering the state shares in the company. But this would be in contradiction to the private/public division.

INTERACTION WITH INCOME TAXATION

Which tax is better in accomodating risk, i.e. the volatile outcome of an investment or an activity?

- Wealth tax assumes an „average risk“ understating extra profits but also payable in loss situation
- Income tax follow the outcome of investment and activities – profits and losses – treating the state as a „silent partner“ in the business.

From the perspective of the business, the income tax is better for innovative and risky enterprises.

INTERNATIONAL CHALLENGES

Taxation of Cross-Border Investment

Taxpayers who are invested in different jurisdictions – including by intermediate holding companies – are not „shielded“ from the net wealth tax. This is a tax on presumed income wherever it is derived. The country of residence will levy the Billionaire Tax irrespective of the location of the assets.

There is no need for special rules on CFC legislation (controlled foreign companies) in this system.

This also brings up the issue of whether income tax paid in other countries can be credited against the net wealth thax.

INTERNATIONAL CHALLENGES

Tax competition for individuals

A major problem is tax competition. Ultra-high-net-worth individuals will have an incentive to more to jurisdictions where the Billionaire Tax does not exist.

What remedies do countries have?

- Exit Taxes will only cover unrealized existing profits but they will not cover future profits arising in the new home country.
- Extended Tax Liability will cover future profits as well but only for a limited amount of time (and it will require cooperation by the new residence country regarding exchange of information and/or recovery of tax claims.

INTERNATIONAL CHALLENGES

Tax competition for individuals

Zucman Solution: A Global Minimum Tax for Ultra-High-Net-Worth Individuals

Political problem:

Given existing tax competition one should assume that no substantial number of countries will sign up to this instrument.

Technical problem:

Pillar Two could rely on the fact that similar corporate income taxes exist in all jurisdictions. Thus, the „top-up tax" had a solid tax base to start from.

The Zucman tax has no uniform national practice to start from. Some countries have highly progressive income taxes, other countries have net wealth taxes, other countries high inheritance taxes. This cannot easily be harmonized under a Minimum Tax Requirement.

Different countries may face different constitutional constraints for wealth taxes (competence, fundamental rights etc.).

CONCLUSION

- Zucman's proposal is not a wealth tax but fundamentally a residual income tax.
- The design of the tax is to overcome the limitations of the realization principle – but runs into the same problems of valuation and liquidity concerns.
- A net wealth tax meant to work as a "presumptive income" tax has to deal with additional issues, in particular with its lack of flexibility regarding risk and the problem which individual or corporate income taxes to credit.
- International tax cases bring up specific problems.
- A Global Minimum Tax for Individuals is not in sight.

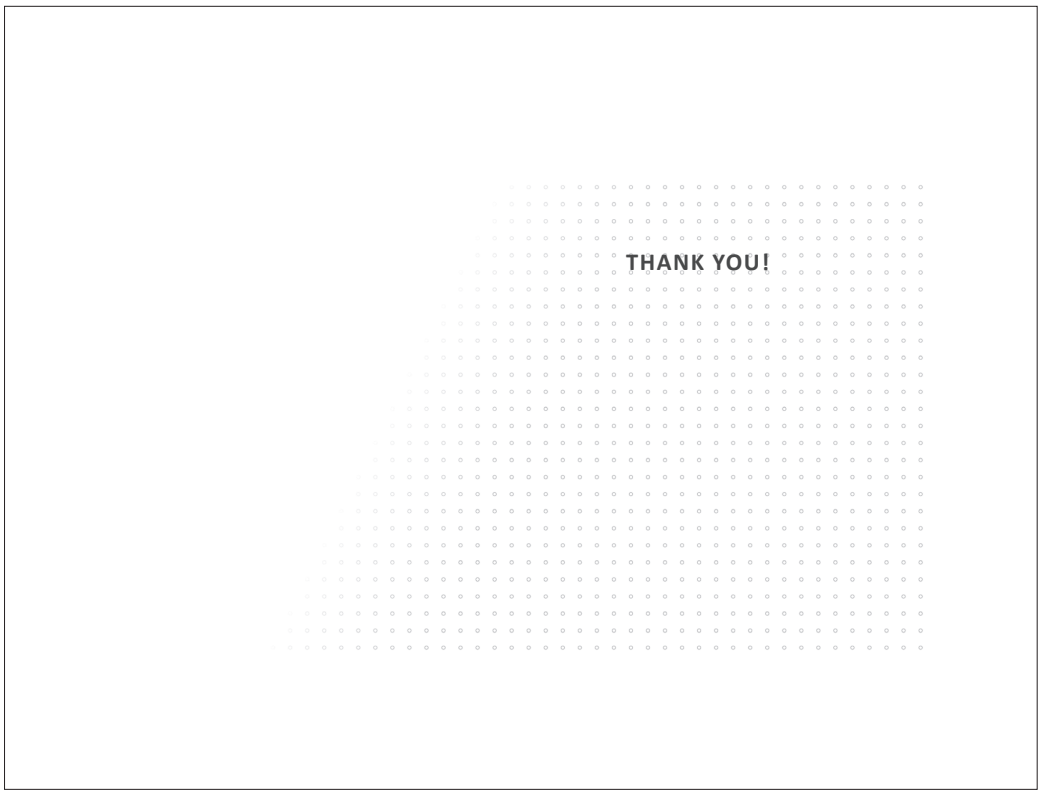
THANK YOU!